

第 5 2 号議案

桶川市子育て支援施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

桶川市子育て支援施設の設置及び管理条例（令和 4 年桶川市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第3条 略 (2) 略		(名称及び位置) 第3条 略 (2) 略	
名称	位置	名称	位置
桶川市児童発達支援センターいずみの学園（以下「いずみの学園」という。）	<u>桶川市大字川田谷1991番地の1</u>	桶川市児童発達支援センターいずみの学園（以下「いずみの学園」という。）	<u>桶川市上日出谷南一丁目38番地の6</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

桶川市児童発達支援センターいずみの学園の移転に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。